資料2－2

職員配置基準の改正経緯

最低基準における直接処遇職員の定数改定の経緯

	S23～S37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S51	S54	S55	S62
乳児院 （10人以上）	（看護師） 3：1	2.5：1					2：1					1．7：1		
児童養護施設	10：1	9：1		8：1			3未　3：1 3以　6：1 少年　8：1			3以　5：1 少年　7：1		3未　2：1 3以　4：1 少年　6：1		
情緒障害児短期治療施設	10：1	9：1										5：1		
児童自立支援施設	8：1	7：1		6：1										5：1

予算上の措置における直接処遇職員の定数改定の経緯

	S37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S51	S54	S55	S62
乳児院 （10人以上）	（看護師） 2.5：1						2：1				1．7：1			
児童養護施設	3未　5：1 3以　10：1	3以　9：1	3以　8：1		3以　7：1 少年　8：1	3以　6：1	3未　3：1	3以　5.5：1 少年　7.5：1	3以　5：1 少年　7：1		3未　2：1 3以　4：1 少年　6：1			
情緒障害児短期治療施設	10：1	9：1						8：1	7：1	6：1	5：1			
児童自立支援施設	8：1	7：1		6：1									5：1	